



近税正風会

number

93号

令和5年1月1日

近税正風会

みんなで創ろう!税理士の未来

私たち税理士には、
「税務に関する専門家」としての社会的使命が求められます。

それに応えるためにも、税理士は

- 税理士法第1条(税理士の使命)を堅持し、
- 「納税義務の適正な実現」を図るべく、
- 納税者の信頼にこたえられる資質を維持向上し、
- 税理士制度の発展につとめるべきです。

近税正風会は、

- 税理士という職業を「夢」のあるものになりたいと考える、見識ある税理士の集まりです。
- 充実した研修会や和やかに集える懇親会を開催することにより、会員相互の交流・情報交換を行っております。また、45歳以下の税理士で組織する「青年部」を有します。
- そして、何よりも、私たち税理士の未来のために真摯に会務にあたってくれる人材を、近畿税理士会に推薦することを第一義としています。

正風会

新年のご挨拶		理事活動報告	09
近税正風会 会長	堤 昌彦 02	青年部大会	10
近畿税理士会 会長	杉田宗久 03	青年部 ゴルフ大会	11
石原健次先生と	堤 昌彦 04	税理法等改正について	11
堤昌彦会長の新春対談	石原健次	支部長紹介	12
第48回定期総会	06	青年部支部長紹介	13
令和4年 新春研修会	07	令和4年 認定研修 一覧	14
令和4年 税理士登録者歓迎会	07	近税正風会について	
令和5年 新春研修会・税理士登録者歓迎会のご案内	08	綱領・成り立ちと現状	15
専務理事活動報告	08	お礼とご寄附のお願い	15



新年のご挨拶

近税正風会 会長
堤 昌彦

新年あけましておめでとうございます。令和5年の年頭にあたり近税正風会の会員先生方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

令和2年1月に日本国内でも感染が確認された新型コロナウイルス感染症により日本経済は大きな打撃を受けました。とりわけ観光産業や飲食業を中心として多くの企業が影響を受け、私たちの顧問先も例外ではなく先生方も各種の助成金や給付金等の申請業務に携われたと思います。

その新型コロナウイルス感染症も昨年秋ごろから徐々に収まる気配が感じられ、日本政府もアフターコロナに向けて水際対策措置を見直して、外国人の新規入国制限の緩和や入国者総数の上限を撤廃するなど、更なる社会経済活動の活性化に向けた取り組みを進めてきています。

近税正風会におきましても、過去2年間は行動制限がかかる中で本部や各支部の活動に大きな制約を受けましたが、昨年開催した支部の定期総会は、多くの支部で3年ぶりに会場型での開催となり、意見交換会も感染予防対策を取りながら実施されました。

また、青年部大会でも4年ぶりに意見交換会を開催することができました。ただ、本部の定期総会後の懇親会は3年連続で開催見送りとなってしまいました。

これからの正風会活動につきましては、コロナ禍で獲得したズーム会議やWeb研修会などのノウハウは今後も受け継いでいくものの、できるだけコロナ前の活動に近づけていきたいと思っております。

また、今年は近畿税理士会役員選挙の年です。近税正風会は税理士業界のために真摯に会務に取り組んでいただける人材を近畿税理士会の役員候補として推薦いたします。そして、もし選挙となれば、推薦した候補者の当選に全力で取り組んで参ります。会員先生には引き続きご支援いただきますようよろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、本年こそあらゆる災厄を乗り越えて、心安らかな日々を送ることができる年であることを心より祈念して新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

近畿税理士会 会長
杉田 宗久

令和5年の新春にあたり、近税正風会の皆様方に謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。また、旧年中は近畿税理士会に対しましてご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年もコロナ禍により税理士会の会務運営が順調に行える環境にはありませんでした。しかし、皆様方のご協力により、効率的かつ効果的となるよう会務運営を行い、始めは試行的であった取組みが徐々に恒常的なものになってきました。会内の各種会議のほか、納税者からの税務相談や会員からの業務相談についてはWeb会議システムを利用して実施しています。また、確定申告期の地区相談会場においても試行的にオンライン相談を行いました。さらに、研修事業については、新しいカリキュラムや短時間研修を導入するなどオンライン研修の更なる充実を図っています。これらの事業を何とか進められたのも皆様のお陰であり、茲に重ねて御礼を申し上げます。

さて、今年はいよいよ消費税のインボイス制度への対応、電子帳簿保存法への準備など、税理士業界は大変な時期を迎えます。まさに正念場ですが、このような変革は今後も頻繁に起こるものと覚悟しておかねばなりません。昨今の技術革新により、業務内容や職業そのものの

寿命はどんどん短くなっています。税理士業務の内容もますます変化を続けています。デジタル化の進展により、本当の知的プロフェッショナルの価値を今まで以上に上げなければなりません。私たち税理士は、税理士制度がこの国にとって必要不可欠なものであり続けるために、時代の要請に応えながら申告納税制度を支え、そして無償独占を堅持しなければなりません。

令和5年春には役員改選の選挙が行われます。投票を伴う選挙であれ、無投票選挙であれ、いずれにしても近税正風会から未来の税理士制度のために尽力いただける人の推薦をいただきたいと思っております。また、夏には近畿税理士会の活動に積極的な協力をいただける部委員の方々の推薦も是非よろしく願います。

税理士制度を健全に維持発展させていくには、誰かが制度のため、税理士会のため、会員のため、損得抜きで努力していかねばなりません。そして、その人に力を与えてくれるのが近税正風会の仲間です。今後も税理士会のためご協力をお願いします。

結びにあたり、近税正風会の益々のご隆盛と会員皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

近畿税理士会副会長 石原健次先生と 堤昌彦会長の新春対談



堤 みなさま、明けましておめでとうございます。
 コロナも世界もなかなか落ち着かない2022年をなんとか乗り越え、新しい年を迎えましたが、もうポチポチ前を向いて歩かねばなあ、と考える新年の幕開けでございます。

そんなわけで、まずは我々の業界の「未来を創る制度」、つまり税理士法について考えてみたいと思います。

税理士法改正については誰と話をしたいと思ったら、この人しかいっしょにいませんよね。

今も周知、広報などの最前線で頑張っておられる石原健次先生です。

石原 明けましておめでとうございます。
 有り難うございます。

堤 まずは、先にお聞きしておきたいことがあるのですが、税理士法改正と言えば、石原先生のお顔が浮かぶのですが、今まで、石原先生は税理士法改正とどのように関わってこられたのかをお聞きしておきたいのですが。

石原 私が、初めて税理士制度に関わったのは、近畿正風会青年部事業委員長の時です。ちょうど平成13年の税理士法改正が成立したときです。平成17年に近畿税理士会理事に就任するとともに制度部副部長を拝命し、その後三期制度部長を務め、その間には「図解&条文解説 税理士法」を取り纏めました。

現在、日税連専務理事職2期目を務めています。前職の日税連制度部長の時に、今回の税理士法改正の基礎となる「次期税理士法改正に関する答申」(H31.4.17)を取り纏めました。

なお、今回の法改正については、日税連総合企画室法改正分科会の委員として国税庁及び財務省主税局と意見交換を行い実現に至りました。



堤 今回の改正については重要なテーマについて、確認させていただきたいのですが、まずは、「ICT化とウィズコロナ時代への対応」ということですが、いろいろなことで電子化が進んでいます。

当然、私たちの業務においても、電子化を進めていくべきときだとは思いますが、年長組にはなかなか理解しにくいこともあるのですが。

石原 今回の改正では税理士法第2条の3「税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税者利便の向上」として、税理士業務だけでなく付随業務を含めたICT化に取り組むことが明記されました。税理士自身の業務だけでなく事業者の業務のICT化にも積極的に取り組もうということですが。

税務行政や経済社会がデジタル化へと変化している中で、中小事業者にもデジタル化への対応が必要不可欠となっており、今まで中小事業者を支えてきた税理士がその役割を担っていくことが求められています。

ただ、このデジタル化への対応は、我々の税理士業務の一環として行っていくものであり、全ての税理士がこれに対応できなければならないというものではありません。現在でも、資産税が得意である税理士、組織再編や国際税務などに特化した税理士がいますが、このような比較的特殊な業務にすぐに対応できなくても関与先との委嘱関係を継続できています。これと同様にICT化への相談を求められたときに何らかの対応できるようにしておけば、納税者との信頼関係は継続できるはずですが、税理士会としても、税理士がどう対応すればいいのかといった問題が生じたときに、それを解決できるような支援ができる体制づくりが必要となります。

堤 コロナのおかげというか、コロナのせいで「テレワーク」が浸透してきましたが、税理士業界のICT化ということは、税理士事務所の在り方も変わってくるということですか。

石原 そうです。税理士事務所の判定基準として、これまで「設備の状況」や「使用人の有無」が通達で示されていました。今回の改正ではそれらを判定要素から除外の上、税理士事務所とは、税理士業務の「本拠」と定義づけ、「外部に対する表示」に係る客観的事実によって判定することになりました。つまり、看板や名刺、ホームページ等に掲げている場所が税理士事務所



であり、税理士業務の本拠ということですが。

今までは、コピーや応接セットがあり、使用人がいたら、そこは税理士事務所だと判断されてきましたが、テレワークによる在宅勤務が増加し、事務所に使用人が居なくても仕事ができるなど働き方が多様化しており、設備の状況や使用人の存在で事務所を特定するというのは実態にそぐわなくなってきました。このような時代の変化に応じた税理士事務所の定義を見直し、多様な業務運営が可能となりました。

二カ所事務所の課題については、法律関係を明確にするうえで便宜であるという本質を残しつつ、使用人の非税理士行為の未然防止という役割は、税理士法41条の2に規定する「使用人等に対する監督義務」に委ねようとするものです。ICT化が進み対面でなければ使用人等を管理監督できないというものではなくなってきました。使用人の働き方も多様化してきている中、税理士事務所の人材不足にも対応できるよう事務所運営も多様化が可能となりました。

堤 もっとお聞きしたいことはありますが、時間とか紙面とかいろいろ事情もありますし(笑)

最後に、やはり私たちの業界のためにはもっと仲間(税理士)を増やしていきたいですね、試験制度についてはどうなりますか。

石原 はい。試験制度に関しては、「多様な人材の確保」を目的に会計科目の受験資格要件を撤廃しました。今までは学歴要件として大学3年次からしか受験できなかったのを、1年次からでも高校在学中でも会計科目の受験が可能となりました。受験者数が減少していく中で、若い世代に対し、将来を見据えた人生設計において税理士という職業を選択してもらえるよう早期に受験できる試験制度に見直しました。

また、税法の受験資格要件であった、大学の履修科目について、「法律学又は経済学」とあったのを「社会科学に属する科目」とし、いわゆる一般教養科目の履修で受験できるようになりました。

税理士になる方には、他の職業から転職される方も多く、理系大学出身者も税理士受験が可能となりますので、デジタル化が求められる今、幅広い人材の確保が可能となりました。運営も多様化が可能となりました。

堤 若い世代に税理士という職業を目指してもらうには、税理士の魅力を発信することも非常に重要ではないで

しょうか。

石原 はい。仰るとおりです。
 その点は、日税連や税理士会が行っている大学への寄附講座や租税教育を通じて税理士の魅力を伝えるとともに、学生向けに職業説明会や出張講義など積極的に税理士を派遣し広報を行っています。税理士の認知度は、弁護士や医師などよりもまだまだ低いので、しっかりと周知していかなければなりません。

堤 税理士が懲戒処分を受ける前に登録抹消してしまう、懲戒逃れの防止も規定されたんですね。

石原 はい。これも税理士会から懲戒処分等の除斥期間を10年とすべきと要望していましたが、そのためには懲戒処分を逃れるために登録抹消する元税理士へ、何らかのペナルティを課すことが必要でした。そこで、元税理士に対しても懲戒処分相当という処分を行うことで、税理士への再登録をさせない様に措置されました。その結果、除斥期間10年も実現できました。

堤 最後に、我々の税理士制度の将来の展望をお聞かせください。

石原 どのように時代が変わっても、申告納税制度がある限り、国家財政の基盤である「税、その納税義務を適正に実現するという社会公共的な使命をもつ税理士制度は、時代の変化に応じて変化していくことで、将来においても、なくてはならない制度として発展していくことができ、国民ひいては国を支えることに繋がります。

我々税理士も常に変化に対応できる専門家として自覚認識し、資質の向上を図っていききたいと思います。

堤 本日は誠に有り難うございました。
 今年も我々税理士のために、まずは健康第一で益々頑張ってくださいませよう、お願い申し上げます。



近税正風会

第48回 定期総会

第48回定期総会が令和4年10月26日(水)午後3時30分よりホテルグランヴィア大阪「鳳凰の間」において開催されました。本定期総会は、3年ぶりに人数制限を設けない形で開催されました。中でも、昨年同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止に重点を置き、当日の会場運営においては本部役員をはじめとする出席者全員の検温、マスク着用のお願い、ソーシャルディスタンスの確保など徹底した感染防止策を行いました。事前周知と出席会員の皆様のご理解とご協力により、混乱なく定刻通りの開催となりました。

まず、毛利執行副会長の司会により物故者への黙祷、ご臨席賜りましたご来賓の紹介が行われ、その後、九鬼執行副会長の開会の言葉に続いて、堤会長が挨拶を行いました。次に京都府支部の北村善和会員が議長に指名され、議事録署名人の選任を行ったのち、上程された議案の審議に入りました。

第1号議案「令和3年度事業報告承認の件」は田中執行副会長並びに各担当部長が議案説明を行い、第2号議案「令和3年度収支計算書及び財務諸表承認の件」は國分財



務部長が議案説明を行い、その後、佐藤眞治監事より「適正に表示している」旨の監査報告を受け、各号とも異議なく原案どおり承認可決されました。

第3号議案「令和4年度事業計画(案)承認の件」と第4号議案「令和4年度収支予算(案)承認の件」も北村議長のつつがない進行により、各号とも異議なく原案どおり承認可決されました。

審議終了後には、杉田宗久近畿税理士会会長、白石信三桜美会会長より丁寧なご祝辞を賜り、祝電披露ののち、相内執行副会長の閉会の言葉をもって、定期総会は閉会しました。尚、この日は奇しくも衣目名誉会長の誕生日でもあり、途中でお花が贈呈される場面もありました。

例年定期総会終了後に開催されていた意見交換会は今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止を余儀なくされました。支部を越えての相互の親睦、その交流を深める機会が奪われ、非常に残念でなりません。来年こそはコロナ禍が終息し、盛会だったコロナ前の意見交換会が再び開催されることを切に願うばかりです。



令和4年 新春研修会



令和4年1月20日、エル・おおさか2階のエル・シアターにおいて、新春恒例の近税正風会新春研修会が開催されました。今年の研修会も、どこよりも早い税制改正を研修テーマに、非常にわかりやすい解説でおなじみの上西左大信先生にご講演頂きました。

冒頭、堤新会長からご挨拶がありました。堤会長が公の場所で挨拶されるのは初めてということで、どことなく緊張した面持ちはあるものの、その出で立ちは威風堂々としており、近税正風会の今後10年の安定とさらなる繁栄を期待させる素晴らしいご挨拶でした。

さて、それでは研修会の内容ですが、前半は通常の税制改正、後半では税理士法改正について解説がされました。前半の税制改正については、個人所得課税では住宅土地税制、とりわけ住宅ローン控除等の見直しについて、法人課税では積極的な賃上げ等を促す為の措置と

しての賃上げ税制についての解説がありました。個人的には、証拠のない簿外経費への対応策について、税務調査絡みである事から特に集中してその解説に耳を傾けていました。

後半の税理士法改正では、まず税理士業務の電子化等の推進について解説がされました。ここでは今までのアナログ中心の世界から一気にICT化へ進んで行く様子がうかがえ、未来への期待と時代に取り残されないかの不安が交錯する思いを抱きました。税理士試験の受験資格要件の緩和では、業界全体においての多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するための措置として、また、事務所単位では事務所の事業承継問題の緩和として興味深い内容でした。

時間はあっという間に過ぎ、気が付けば終了の17時前となっていました。いつもの改正速報、実務にすぐ役立つ内容、そして何よりもわかりやすい解説をして下さった上西先生には感謝の言葉しかございません。今日の研修会の内容をもう一度かみしめて、仕事に邁進して参ります。

(本庄 幸正)



令和4年税理士登録者歓迎会



令和4年7月11日(月)ホテル阪急インターナショナル4階紫苑において、「令和4年税理士登録者歓迎会」を開催しました。例年は1月の新春研修会の後に開催する行事ですが、新型コロナウイルス感染症の影響のため2度の延期を余儀なくされ、今回7月に開催することとなりました。

当日は新規登録者57名及び各支部の支部長、青年支部長にご参加いただきました。最初に堤会長の挨拶があり、来賓として近畿税理士会石原副会長の挨拶がありました。次に新規登録者に舞台上に登壇していただき、それぞれ自己紹介を行っていただきました。桜美会

白石会長の乾杯の後は終始和気あいあいとした雰囲気の中での意見交換となりました。中頃には、執行副会長、青年部長、青年部事務局長による各部の活動の内容やこれから開催する行事の紹介があり、最後は田中執行副会長の中締めで終了となりました。

新規登録者の先生は所属する支部のテーブルで支部長、青年支部長や本部役員との積極的な意見交換を行うことで、税理士同士のつながりを持ってたこと及び近税正風会の活動を理解していただけたものと思います。これからも税理士登録者歓迎会は開催する予定なので、新規登録者の先生の積極的なご参加を願っております。

(岩本 洋二)



令和5年新春研修会・税理士登録者歓迎会のご案内

第1部 令和5年度 税制改正について

講師 税理士 上西 左大信 先生

令和5年度税制改正を実務家の視点で解説いたします。

令和5年度税制改正は、与党税調での審議を踏まえると、近年にない大型の改正が見込まれます。①スタートアップ企業への支援措置、②デジタル化への支援措置の拡充、③中小企業・小規模事業者の設備投資を促進する税制措置の延長・拡充、④償却資産課税の見直し、⑦電子帳簿保存法の簡素化などが予定されています。

第2部 税理士法改正について

講師 税理士 石原 健次 先生

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションをはじめとする経済社会のデジタル化が進む中、税理士制度も進化しなければなりません。関与先のICT化支援はもとより、我々税理士自身の事務所運営においてもICTを積極的に活用して効率化していくことが必要です。

今般の第6次税理士法改正により、税理士事務所の定義が大きく変わり、テレワークの活用など業務運営の多様化が可能となりました。また、若い世代に早期に税理士試験をチャレンジしてもらえるよう試験制度が見直されました。

時代の変化に応じて税理士も進化することで、国民・納税者からの信頼をさらに高め、我が国に欠かせない制度として税理士制度は発展していかなければなりません。

日時： 令和5年1月20日(金) 午後2時から(受付開始 午後1時30分)

場所： ホテル阪急インターナショナル

終了後の新春懇親会並びに税理士登録者歓迎会は当日受付も行いますので、是非ともご参加いただけますようお願い申し上げます。

専務理事活動報告



専務理事の職務と 会務運営

専務理事
秦 雅彦

近税正風会のご推薦をいただき、近畿税理士会(本会)の専務理事を務めております西支部港部会の秦雅彦です。

平素は本会会務運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。本会には19の部委員会がございますが、その部長・委員長である常務理事、理事そして部委員の大多数が近税正風会会員で構成されており、皆様熱心に会務に取り組んでいただいていることは、会務運営を行っていく上で、非常に心強い限りです。

専務理事の職務は、会務執行規則上「事務局長を指揮監督し、会務を掌理する」とあり、会務が円滑に

運営できるよう、本会事務局の皆様と役員とのいわば連絡調整役であると言えます。現在、相間専務、辻本専務と私の三人の専務理事で19の部委員会を担当し会務運営に当たっています。

令和2年からのコロナ禍を機に、本会の会務運営は、会議のみならず税務支援・各種相談事業のWeb化、研修事業のビデオ配信化など急速にデジタル化が進展しました。

また令和4年3月の税理士法改正では、経済社会のデジタル化の推進など、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士の業務の電子化等の推進などが明記されました。

本会会務運営におきましても、引き続きデジタル化を推進するとともに、コミュニケーションの重要性から対面の会議等も織り交ぜ、効率化、活性化を図ってまいりますので、ご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

理事活動報告



次なる税理士法改正 に向けて

大淀支部
田中 信大

近税正風会より近畿税理士会理事のご推薦を賜り、制度部副部長を拝命しております大淀支部の田中信大でございます。

現在、制度部では令和4年税理士法改正について、会員の皆様へ改正項目の周知を図るべく、各支部での研修会への講師派遣や、web税理士法の改訂作業を行いながら、次なる税理士法改正へ向けて調査・研究を行い、議論を進めているところでございます。

平成26年改正から8年ぶりとなる今回の改正では、コロナ禍において急速に進展したデジタル化等、社会・経済の変化に対応するため、税理士業務のICT化の推進や事務所規定の見直しなど重要な改正項目が含まれています。また、税理士試験の受験者数は、近年減少し続けています。特に20歳代の若い方たちの受験者数減少が激しく、制度部ではこの受験者数の減少を食い止めようと試験制度についての調査・研究に力を入れています。税理士業界の発展のためには、税理士を目指そうとする若い人たちを増やす施策や、日々変化する社会に対応できる制度設計は欠かせないものです。

税理士制度が納税者の信頼に応え続けられるよう、そして、会員の皆様や税理士を目指そうとする人たちにとって、さらに魅力的なものになるよう全力で取り組んでまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



先生方のデジタル化 をサポートします

奈良県支部
新屋 珠美

近税正風会より近畿税理士会理事のご推薦をいただき、令和3年7月より情報システム部副部長を拝命しております、奈良県支部の新屋珠美です。

情報システム部は、アフターコロナで電子化等が加速している中、情報収集作業が山積しております。主には①研修会の開催②会報記事「情報システム部ニュース」③税務行政のDX④業務デジタル化相談室の開設等多岐

にわたっております。

取り分け①については「電子帳簿等保存制度」関連の動画作成・講師推薦依頼が増加しております。その他キャッシュレス納付・スマホ申告・電子納税証明書等、業務に直結している動画も毎月作成し配信しておりますので、こまめに研修受講システム内を覗いてご活用ください。また「支部ICT化対応補助費」も今年度で終了となりますので、まだ利用されていない支部におかれましては、この機会に是非ご利用ください。

デジタル化でお困りの場合は、④の相談室はもちろんですが、近税会HPの「業務デジタル化相談室 執務要領FAQ」にも「よくあるQ&A」を掲載しておりますので、こちらもご活用下さい。

デジタル化の波は止まりません。情報システム部は常に最新情報を収集し、会員の先生方にいち早く提供できるように、日々活動してまいります。



租税教室への積極的な ご参加をお待ちしております

伊丹支部
加茂川 健司

令和元年7月に近税正風会からのご推薦を受け、近畿税理士会の理事として租税教育推進部副部長を拝命しております伊丹支部の加茂川健司です。現在は2期目となりましたが、この間、多くの貴重な経験をさせていただいていると感じています。

理事となった翌年には新型コロナウイルスの感染が広まり、令和元年2,266回開催された租税教室は、令和2年度には494回まで激減しました。否応なくこれまでとは違う形の租税教育を推進していかなければならない状態となりましたが、現在は短い時間で視聴できる動画やアニメーションの作成、Web租税教室の推進、マーケティング発想によるPR活動など、先輩方が築いてきた土台に新しいチャレンジを加えているところです。

最後に租税教室は税理士ができる社会貢献の一つですが、講師として教壇に立つことは会員先生方ご自身にとっても貴重な経験になると思います。租税教育の理念を理解し、一人でも多くの先生方に積極的に参加していただけますようお願い致します。

青年部大会



令和4年12月1日ホテル阪急インターナショナルにおいて「～仕事と会務の二刀流!勇気をもって、やってみよう!!～」をテーマに掲げた第12回「青年部大会」が200名を超える参加者のもと開催されました。

16時から6階瑞鳥において事業委員会による研修会「税理士事務所の経営戦略とライフプラン」が、パネルディスカッション形式で行われました。他の若手税理士がどのように事務所経営を考えているのか(顧客開拓の方法、開業当初困ったことや引退の時期etc...)、気心の知れた仲でも聞きにくいところまで踏み込んだ内容が議論され、今後の業務を進める上で大いに参考になったことと思います。またWeb投票ツールを用いて、会場参加者による投票がリアルタイムで集計されスクリーンに映し出されるという新しい取り組みが実施され、双方向型の研修会となりました。

19時からは4階紫苑に会場を移し、意見交換会が始まりました。冒頭、広報委員会が作成したオープニングムービーが上映され、会場はすぐに一体感に包まれました。

19時からは4階紫苑に会場を移し、意見交換会が始まりました。冒頭、広報委員会が作成したオープニングムービーが上映され、会場はすぐに一体感に包まれました。



酒井青年部長の開会宣言では、参加者全員でこぶしを突き上げて「仕事と会務の二刀流!勇気をもって、やってみよう!!」と氣勢をあげました。その後、厚生委員会によるレクリエーションとして「ビデオカップ」が開催されました。それぞれの支部が撮影した動画をスクリーンに映し、投票により秀逸な動画を決めるという企画で、一部モザイクがかかるほど体を張った動画を持ち込んだ北支部が見事優勝を果たし、会場は大いに盛り上がりました。仕事と会務の二刀流にチャレンジする!という青年部長の想いを会場全体で十二分に共有できた青年部大会は、盛会のうちにお開きとなりました。(明松 英之)



酒井青年部長の開会宣言では、参加者全員でこぶしを突き上げて「仕事と会務の二刀流!勇気をもって、やってみよう!!」と氣勢をあげました。

その後、厚生委員会によるレクリエーションとして「ビデオカップ」が開催されました。それぞれの支部が撮影した動画をスクリーンに映し、投票により秀逸な動画を決めるという企画で、一部モザイクがかかるほど体を張った動画を持ち込んだ北支部が見事優勝を果たし、会場は大いに盛り

青年部 ゴルフ大会

令和4年6月20日、兵庫県西宮市よみうりカントリークラブにおいて第44回近税正風会ゴルフ大会が開催されました。

開催の前週末までは雨天の予報でありましたが、酒井青年部長の祈りが通じたのか、当日は晴天、微風と最高のコンディションの中でプレーが行われました。前2回は青年部会員のみの開催でしたが、今回は親会の会員先生方を含め155名の先生方の参加をいただきました。

プレー後の懇親会は本年も開催されませんでした。たくさんの先生方に参加をいただいて楽しいコンペとなりました。

コロナが1日も早く収束し、来年以降はフルスペックで開催できることを祈るばかりです。次回以降もたくさんの先生方のご参加を期待します!

(中野 誠)



個人戦		クロス	ハンデ	ネット
優勝	田中信大 北支部	92	21.6	70.4
準優勝	高橋克広 泉支部	101	30.0	71.0
3位	田中順也 豊能支部	92	20.4	71.6
団体戦				
優勝	泉支部			
準優勝	北支部			
3位	城南支部			

税理士法等改正について

令和4年4月8日、エル・おおさかにおいて、石原健次先生を講師にお迎えし「税理士法等改正について」と題して講演していただきました。

主に社会の変化を見据え税理士の業務環境や納税環境の電子化といった税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応すること、納税者、税理士双方の利便性の向上を図ること、一定の資質を持った多様な人材の確保、納税者の税理士に対する信頼性の向上を図るという内容でした。

また今回の説明会については「Live!アンケート」を使用して、講演中に参加者が自由に疑問、質問をインターネット上で発言でき、それぞれの改正項目の説明が終わるごとに、開催責任者が発言を確認し、石原先生に疑問、質問を投げかけ、その場でお答えいただくという企画で行われました。

この税理士法等改正が、多様な資質を持った人材の確保、税理士にとどまらず、納税者にとって税理士制度の簡明性の向上が図られることが期待されます。

(大内 将弘)



支部長紹介



東支部
田中 和雅



西支部
吉栖 照美



南支部
中谷 裕之



北支部
今中 徳治



淀川支部
坪久田 登



城北支部
角屋 文廣



城南支部
今井 基剛



阪南支部
長谷川 孝夫



東大阪支部
濱田 明久



泉支部
井上 宗保



茨木支部
古屋 秀典



豊能支部
安積 重和



京都府支部
原 綱宗



神戸支部
河合 正美



兵庫県東支部
富岡 秀樹



兵庫県西支部
澤田 千博



奈良県支部
上松 康員



和歌山県支部
下林 善信



滋賀県支部
金子 紀行

青年部支部長紹介



東支部
矢本 浩教



西支部
小川 光彦



南支部
上野 和雄



北支部
西川 晃平



淀川支部
中田 慎吾



城北支部
谷 隆之



城南支部
押野 有紀



阪南支部
桑野 充弘



東大阪支部
川田 寛之



泉支部
満木 周大



茨木支部
丹野 亮



豊能支部
横田 好秀



京都府支部
荒尾 正久



神戸支部
松下 伸介



兵庫県東支部
岩泉 周治



兵庫県西支部
岸 錦



奈良県支部
及川 健太



和歌山県支部
川村 尚史



滋賀県支部
横井 慎也

令和4年認定研修一覧

開催年月日	主催	研修内容(テーマ)	時間数
R4. 1.20	近税正風会 本部	令和4年度 税制改正について	3.0
R4. 4. 8	近税正風会 青年部本部	税理士法等改正について	2.0
R4. 6. 3	神戸支部 加古川部会	最近の訴訟事例 質疑応答&税務署からのご案内	1.5
R4. 6. 9	京都府支部 右京部会	改正税法・通達等	2.0
R4. 6.17	青年部 神戸支部	令和4年度法人税関係法令の改正ポイント 他	3.0
R4. 7.21	近税正風会 本部	第1部『アフターコロナ時代にむけて～ニュースの裏側から見る日本経済のゆくえ』 第2部『配偶者居住権と借家権』	3.0
R4. 8.17	神戸支部 加古川部会	『任意調査と強制調査を経験して』	2.0
R4. 8.23	青年部 京都府支部	第1部『写真を通して会社の歴史に寄り添うカメラマン』 ～未来を創る経営のヒント～ 第2部『電子帳簿保存法について』	2.0
R4. 9.22	神戸支部 加古川部会	『査察調査の概要』	1.5
R4.10. 3	青年部東大阪支部	『相続税 誤りやすい事例』『インボイス制度のQ&A』 『令和4年度税制改正(所得税)』 『ホームレス中学生が芸人になりました』～いろんな事を学んだので聞いてください～	2.3
R4.10. 5	青年部 東支部	令和4年度法人税法改正について及び 消費税のインボイス制度について	1.0
R4.10. 6	青年部 奈良支部	改正税法の概要について	2.0
R4.10. 6	青年部 南支部	税務をめぐる留意点	1.0
R4.10.12	青年部 西支部	税務行政の現状～国際課税の観点から～	1.0
R4.10.13	青年部 北支部	「インボイス制度について」「税務行政を取り巻く課題」	2.0
R4.10.13	青年部 茨木支部	「税務行政の諸問題について」	2.0
R4.10.14	青年部 泉支部	「各税法における留意点」	1.5
R4.10.17	青年部 阪南支部	・キャッシュレス納付について ・e-Taxによる相続税申告について ・インボイス制度について ・法定調書の作成について	2.0
R4.10.18	京都府支部 右京部会	改正税法・通達等	2.0
R4.10.20	青年部 京都府支部 上京部会	「電子帳簿保存法、インボイス制度について」	1.0
R4.10.20	青年部 豊能支部	1.インボイス制度について 2.電子帳簿保存法について 3.キャッシュレス納付及び電子納税証明書について	1.5
R4.10.21	青年部 京都府支部 下京部会	最近の相続税に関する税制改正と諸問題 他	3.0
R4.10.21	青年部 淀川支部	資産税・法人税の誤りやすい事例等	1.0
R4.12. 1	近税正風会本部 青年部	税理士事務所の経営戦略とライフプラン	3.0
R4.12. 9	青年部 京都府支部	第1部「組織再編に関する会計について」 第2部「相続税の誤りやすい事例」	2.5

● 近税正風会 綱領 ●

近税正風会は、税理士の使命に則り、会員の人格の陶冶、専門的技能の涵養に務めると共に、良識ある税理士の団体として、和の精神に基づく対話と協調により、近畿税理士会ひいては日本税理士会連合会の活力ある会務の遂行に寄与し、以て健全な税理士制度の発展を図る。

● 近税正風会の成り立ちと現状 ●

近税正風会は、当時、混乱していた税理士会の会務運営を正常化することを目的に、見識ある税理士有志により、昭和50年1月24日に設立されました。以後、近税正風会は、税理士会の正常で活力のある会務運営に寄与するために活動しており現在では近畿税理士会15,000名を超える会員の内、約6,500名の会員が近税正風会に所属しています。近畿税理士会の会長をはじめとして多数の役員を近税正風会が推薦し応援しております。また、推薦させて頂いた役員諸氏は、真に税理士の未来を考え、真摯に会務を遂行して頂いております。近税正風会は、対話と協調を基本理念とし、適切な税理士制度の発展のために、尽力しています。

● お礼とご寄附のお願い ●

会員先生方には近税正風会の会務運営につきまして、常に温かいご協力を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。近税正風会では、寄附金を9月と2月の年2回に分けてお願いすることとさせて頂いており、去る令和4年9月末日を期日とさせて頂いた第1回目の寄附金につきましては、多大のご支援を賜り着々と成果を挙げております。第2回目の寄附金のお願い(令和5年2月末日)は、1月中旬頃にお送り致します。出費ご多端の折、誠に恐縮ですが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご入会のお申し込み、その他お問い合わせはこちらまで

近税正風会事務局

〒540-0034 大阪市中央区島町1丁目2番3号 三和ビル4階
TEL 06-6942-7090 FAX 06-6943-0183
http://www.kinzei-seifukai.com

※会員専用ページへのアクセスにはIDとパスワードが必要です。近税正風会事務局までお問い合わせ下さい。

